特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	特別障害者等手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
天草市は、特別障害者等手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
熊本県　天草市長

公表日
令和6年3月21日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者等手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下法という。）に基づき、一定の要件を満たした障がい児者に対して手当を支給している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①法第19条の障がい児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務②法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（障がい児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る）③国民年金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務④番号法第19条第8項別表第二に規定する情報提供
③システムの名称	1. 総合福祉システム（特別障害者等手当） 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）特別障害者等手当受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一47

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二67、68、85 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二19、26、56の2、87

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　福祉課　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6071　　mail:shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）別表第一47	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一47	事後	一部変更
平成29年7月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二85、67、68	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二67、68、85	事後	一部変更
平成29年7月25日	連絡先	健康福祉部　福祉課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111 shakaifukushi@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　福祉課 〒863－0013　熊本県天草市今釜新町3715 TEL　0969－32－6071 shakaifukushi@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月31日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年1月31日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二67、68、85	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二67、68、85 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二19、26、56の2、87	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長　磨田峰男	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱ1. 対称人数 いつ時点の係数か	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅰ.8.連絡先	健康福祉部　福祉課 〒863－0013　熊本県天草市今釜新町3715 TEL　0969－32－6071 shakaifukushi@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　福祉課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6071 mail:shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱ.1. 対象者人員	平成30年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱ.2. 取扱者数	平成30年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月7日	Ⅰ.1③システムの名称	障害者福祉システム（特別障害者等手当）	総合福祉システム（特別障害者等手当）	事後	一部変更
令和2年7月7日	Ⅱ.1. 対象者人員	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	一部変更
令和2年7月7日	Ⅱ.2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	一部変更
令和3年11月5日	Ⅰ.1.② 事務の概要	（略） ④番号法第１９条第７項別表第二に規定する情報提供	（略） ④番号法第１９条第８項別表第二に規定する情報提供	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和3年11月5日	Ⅰ.4.② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第１９条第７号別表第二６７、６８、８５ 【情報提供の根拠】 番号法第１９条第７号別表第二１９、２６、５６の２、８７	【情報照会の根拠】 番号法第１９条第８号別表第二６７、６８、８５ 【情報提供の根拠】 番号法第１９条第８号別表第二１９、２６、５６の２、８７	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱ.1. 対象者人員	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱ.2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	一部変更